

承認第1号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月16日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第37号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第20条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に改め、「別表第8に定める額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額第20条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

別表第8に次のように加える。

第20条第1項第1号に該当する場合	18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき140円
第20条第1項第2号に該当する場合	18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき100円
第20条第1項第3号に該当する場合	18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき40円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>第3条—第19条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項</p>	<p>第1条（略） （課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</p> <p>第3条—第19条（略） （国民健康保険税の減額）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から別表第5に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から別表第6に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項</p>

本文の介護納付金課税額から別表第7に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並

本文の介護納付金課税額から別表第7に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び同条第5項 _____ の子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に定める額を減額して得た額 _____ の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び 被保険者均等割額 _____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 _____）は、当該所得割額及

びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)一(8) (略)

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第20条の2—第24条 (略)

附則 (略)

別表第1—別表第7 (略)

別表第8（第20条関係）

子ども・子育て支援納付金課税額減額表

び 被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)一(8) (略)

第20条の2—第24条 (略)

附則 (略)

別表第1—別表第7 (略)

別表第8（第20条関係）

子ども・子育て支援納付金課税額減額表

区分		額
(略)	(略)	(略)
第20条第1項第1号に該当する場合	18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 140円
第20条第1項第2号に該当する場合	18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 100円
第20条第1項第3号に該当する場合	18歳以上被保険者均等割額	国民健康保険の18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 40円

別表第9 (以下略)

区分		額
(略)	(略)	(略)

別表第9 (以下略)

承認第1号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども・保健部国民健康保険課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

国民健康保険税に関する地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなったことから、改正内容を令和8年度つくば市国民健康保険税の課税に適用させるには、4月1日に条例を施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分による条例改正を行った。

《主な改正内容》

- ・医療給付費分の課税限度額を66万円から67万円に引上げ
- ・子ども・子育て支援納付金分の課税限度額を3万円に設定
- ・5割軽減世帯及び2割軽減世帯の軽減判定所得基準の引上げ
- ・低所得者及び出産被保険者の減額基準に18歳以上被保険者均等割額の追加
- ・子ども・子育て支援納付金に係る18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額の減額の追加

○ 他自治体の状況等

専決処分により条例改正を行った市町村
水戸市、守谷市等

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第5条（令和6年6月12日公布、令和8年4月1日施行）
- ・地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）第1条（令和8年3月31日公布、令和8年4月1日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

- ・限度額の引上げに伴う増加見込額（増額の影響世帯）
医療給付費分 約770万円（約890世帯）
- ・軽減拡大による減少見込額 約360万円（約90世帯）